(傍線部分は改正部分)

業務に四年以上従事した経験を有するもの	による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事
て卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の	施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法
上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修め	六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育
(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以	
二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令	二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を
[一 同上]	一 [略]
	するものである場合とする。
	六号) 第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。) の用に供
	メイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十
	当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らド
	る利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該
	は、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域におけ
	一項 の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあつて
	(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第
	業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域
第三条の二 [同上]	第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事
(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)	(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)
改正前	改正後

[2、3 略]	[三 略]	ては、修了証明書)及び別表第八号様式の経歴証明書	明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつ	二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証	[一略]	らない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。	うとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければな	第十六条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けよ	(試験の申請)	[2~7 略]	[三、四 略]	経験を有するもの	業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した
[2、3 同上]	[三 同上]		書及び別表第八号様式の経歴証明書	二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明	[一 同上]			第十六条 [同上]	(試験の申請)	[2~7 同上]	[三、四 同上]		

	技術者	主	 伝 送 交	の種別	試験	する	受験											区分	別表第六号
学 校 教			略							团	学							受験者の経歴	
略	略	略	略	数	経験年	の実務	卒業後	関 す る	運 用 に	持又は	工事、維	設備の	気 通 信	業用電	者の事テ	信事業	電 気 通		(第十二条第二項関係)
0	0	0	0												フ ム 	信シス能	電気通専	免除する試験科目	(関係)
	0	0													及	能力換	門 的 伝	 	
	0													備管理理	び設設		送 交 線		
															備管	及 び	路設法規		
																	規		
				ı														ı	
	技 術 者	主	伝 送 交	同上														同上	別表第六日
格	術	主	送	同上													[同上]	[同上] [同上]	別表第六号(第十二
格 者 学 校	術	主	送 交	同上													[同上] [同上]	1	
格者学校教	術 者	主 :	送 交 [同上]	同上													[同上] [同上]	1	別表第六号(第十二条第二項関係)
格者学校教[同上]	術者 [同上]	主任 [同上]	送交 [同上] [同上]	同上													[同上] [同上] [同上]	[同上]	
格者学校教[同上]	術者 [同上] 〇	主任[同上]	送交 [同上] [同上]	同上													[同上] [同上] [同上]	[同上]	
格者学校教[同上]	術者 [同上] 〇 〇	主任[同上]	送交 [同上] [同上]	同上													[同上] [同上] [同上]	[同上]	

																				Z	≢π
																				るもの	証に係育法
認	以	<u>ک</u>	٢,	校	専	に	学	旧士	門学	高	し	む。)	程	前	大	専	に		期	よ	育
8 5	上と	同等	れら	又 は	門 学	よる	校 令	専 門	門学校、	等 専	くは) 若	を 含	期課	学 の	門職	よる	同法	大学	る 短	法 に
																				略	[略]
										0											0
										0											0
										0											
																					<i>y</i>
																				ろ	証
																				るもの	に
関	工	気	い	設	教	6	ح =	等	5	は	学	るま	令	門	校、	専	は 高	若、	期	よ	に係育法
する	学 に	通 信	て 電	にお	育施	れる	認 め	以 上	と 同	こ れ	校 又	専 門	によ	門 学 校	校、旧専	門 学	局 等	しく	大 学	る 短	法 に
																				[同上]	[岡斗]
										0											0
										0											0
										0											

		+-	los		担	前	+-	宙	17		業	め	科	す	学	通	て	に	育	h
	略	た者)	修了し	つては、	程にあ	期課	大学の	専門職	による	者(同法	未しゃ	の て 卒	行を仮	っ る 学	に	通 信 工	電	お	施設	れ る 教
	略		<u> 니</u>		<u>め </u>		<i>(</i>)	邦政	୍ଦ୍ରା		/ <u>`</u>	学	修	子	関		気	<i>\\</i>	叹	教
¥µ ∐	[£] 1																			
0	0																			
0																				
	/																			
		l																		
	[同上]																た者	卒業し	修めて	学科を
[同上]	[同上] [同上]																た者	卒業し	修めて	学科を
[同上]																	た者	卒業し	修めて	学科を
	同上																た者	卒業し	修めて	学科を
0	同上																た者		修めて	学科を
0	同上																た者		修めて	学科を
0	同上																	卒業し	修めて	学科を

の係者者任線 る証資技路 もに格術主 に学旧門高しむ程前大専に(期よ育学 よ校専校等く)を期学門よ同大る法校 る令門、専は若含課の職る法学短に教
に 学 旧 門 高 し む 程 前 大 専 に (期 よ 育 学 よ 校 専 券 等 く ° を 期 学 門 よ 同 大 る 法 校 略
るや門、専は若含課の職る法学短に教
略 略 略 略 略 略 略
の 係 者 者 任 線 る 証 資 技 路 も に 格 術 主
の 係 者 者 任 線 る 証 資 技 路 も に 格 術 主
の 係 者 者 任 線 る 証 資 技 路 も に 格 術 主 ら と 等 ら は 学 る 令 門 校 専 は 若 期 よ 育 学
の係者者任線 る証資技路 もに格術主 らと等らは学る今門校専は若期よ育学 れ認以とこ校専に学旧門高し大る法校 るめ上同れ又門よ校専学等く学短に教
の係者者任線 る証資技路 もに格術主 らと等らは学る令門校専は若期よ育学 れ認以とこ校専に学旧門高し大る法校 るめ上同れ又門よ校専学等く学短に教 「同上」「同上」
の係者者任線 る証資技路 もに格術主 らと等らは学る令門校専は若期よ育学 の関われて門間に同上」 同上」 同上」 同上」
の係者者任線 る証資技路 もに格術主 らと等らは学る令門校専は若期よ育学 の関われて門間に同上」 同上」 同上」 同上」

専門	による	(同	した	て卒	を修め	る学	に 関	含む。	工学、	学 (土	通信	て電	にお	育施	れる	認め	以上,	同	これ	校又	専門
職	る	法	者_	業_	め	料_	す		を_	_木_	工	気_	<i>١</i> ١	設	教_	6	_ ځ_	等_	6	は	学
									た 者	卒業	修めて	学科な	関する	む。)に	を <i>全</i>	木工学	工学(工	気通	いて電	設にお	教育施
												<u>&</u>	<u>る</u>	(_	_	<u>+</u>		16	电	<u>₩</u>	ル

注				
略」			略	た 修 で で に 期 学 し あ 課 の
	略	略	[略]	51 1 521 604 31
	0	0	0	
	0	0		
	0			
注				
同上]			[同十]	
	[同上]	[同上]	[旧刊]	
	0	0	0	
	0	0		
	0			